

## 業務実績評価及び利益処分の承認に係る制度概要

なお、本資料中には、平成 19 年 3 月に県規則において定める予定の事項を含む。

## 1. 業務実績評価について（地独法28条・30条）

## (1) 評価対象

各事業年度における公立大学法人島根県立大学の業務の実績  
中期目標の期間（6年間）における公立大学法人島根県立大学の業務の実績

## (2) 評価主体

島根県公立大学法人評価委員会

## (3) 評価の方法

各事業年度における評価

- ア) 法人は、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度終了後3月以内に評価委員会に提出する。
- イ) 評価委員会は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして行なう。

中期目標の期間における評価

- ア) 法人は、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間終了後3月以内に評価委員会に提出する。
- イ) 評価委員会は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして行なう。

## (4) 評価結果の取扱い

評価委員会は、評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対し、その評価の結果を通知する。

評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告ができる。

評価委員会は、通知及び改善を行ったときは、遅滞なく、その通知等に係る事項を知事に報告するとともに、公表する。

知事は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告する。

## 2. 利益処分の承認について（地独法40条）

### (1) 利益及び損失の処理ルール

利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理する。

損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

### (2) 剰余金及び積立金の使途

法人は、毎事業年度、利益の残余があるときは、知事の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画に定めた剰余金の使途に充てることができる。

地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る積立金があるときは、その額に相当する金額のうち知事の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

### (3) 知事の承認手続き

剰余金の処分に係る承認手続

ア) 法人は、知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出する。

ア) 承認を受けようとする金額

イ) 剰余金の使途

イ) 知事は、あらかじめ評価委員会の意見を聴いて承認の可否を判断する。

積立金の処分に係る承認・県への納付手続

ア) 法人は、積立金を次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

ア) 承認を受けようとする金額

イ) 財源に充てようとする業務の内容

イ) 知事は、あらかじめ評価委員会の意見を聴いて承認の可否を判断する。

ウ) 法人は、積立金の額に相当する金額から知事の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を県に納付しなければならない。

エ) 法人は、積立金の残余の額を県に納付するときは、次の書類を提出する。

ア) 納付金の計算書

イ) 貸借対照表

ウ) 損益計算書

エ) 納付金の計算の基礎を明らかにした書類

オ) 法人は、知事が定める日までに納付する。